

発行 調布市男女共同参画推進センター

〒182-0022 東京都調布市国領町2-5-15 調布市市民プラザあくろす3階 ☎042-443-1213
fax 042-443-1212 メール danjyo@w2.city.chofu.tokyo.jp ホームページ http://chofu-danjyo.jp/

男女関係—お互いを尊重しながら、

対等な関係を築いていますか？

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(「配偶者暴力防止法」)

平成13年4月13日(公布)の施行からちょうど5年が経過します。この法律に関連して、内閣府では、11年、14年、17年に「男女間における暴力に関する調査」を行っています。今年4月に発表された17年の調査報告では、「交際相手からの被害経験」という項目が加わっています。最近、高校生・大学生など10代、20代の未婚の男女間での暴力が浮き彫りになり、新たな課題となってきたためです。

暴力を受け入れることが愛？

調査報告によると、10代から20代のときに、交際相手から暴力を受けたことがある女性は約14%います。その行為を受けた後、「相手と別れた」人は約51%、「別れたいと思ったが、別れなかった」人が約31%、「別れたいと思わなかった」人が約16%います。

また、暴力を受けたことについて「どこ(たれ)にも相談しなかった」女性が39%います。その理由として、「相談するほどのことではないと思った」「自分にも悪いところがあると思った」「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った」「相手の行為は愛情の表現だと思った」などを

挙げています。

なお、交際相手からの暴力には、女性から男性に向けられるものもありますが、男性から女性への暴力が多数を占めます。

なぜ暴力が生まれるの？

交際相手からの暴力は、「殴る」「ける」「物を投げつける」など身体へのものや、「交友関係を監視する」「人格を否定する暴言を浴びせられる」などの精神的なもの、「いやがっているのに性的な行為を強要する」などの性的なものがあり、「配偶者からの暴力(DV)」と変わります。

若者は、親世代の夫婦のあり方やテレビ・映画・漫画・ゲームなどから、男女の経済的・社会的な格差と女性を下に見る考え方を当たり前のものとして学ぶ傾向があります。そのため、親しい間柄の男女では、男性が女性に対して自分の考え方や価値観を押しつけて、思い通りに動かしてもよいと思うようになります。そこに交際相手からの暴力の原因があります。

互いを尊重するということ

最近、高校・大学などに体験者が出向いて、デートDV(交際相手からの暴力)について語る出前講座が増えています。出前

講座の目的は、若者が、相手も自分も大切にする「コミュニケーションの方法を学んで、互いを尊重する関係を築けるようにすること」です。そして、DVの被害者にも加害者にもならないことを目指します。参加した若者からは、「束縛と愛情が違ふことがわかった」「DVが身近なことだと知った」などの感想が寄せられ、わかりやすいと好評を得ているようです。

暴力の根絶に向けて

「配偶者暴力防止法」は、平成16年に当回事者の体験を反映する形で改正されました。来年予定されている二次改正では、課題のひとつとしてデートDVが取り上げられ、若い世代への教育の必要性が議論される可能性があります。

若者たちに、男性観や女性観、男女の関係について学び直す機会や場を提供することとは大切です。学ぶことによって、相手を尊重するという意味を理解し、暴力に頼らない関係づくりの心地よさを身につけることができるのではないのでしょうか。

参考資料・内閣府「男女間における暴力に関する調査報告」／
朝日新聞(6月20日)／
「デートDV」「愛する、愛される」
山口のリ子著 梨の木舎発行

あなたの身近にも

DV (ドメスティック・バイオレンス)

を受けている方はいます

平成17年度に調布市では、「どれだけDV (ドメスティック・バイオレンス) の経験があるか」等をアンケート調査しました。(「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」より)

ドメスティック・バイオレンスの有無について、「何度もあった」「1、2度あった」と回答した女性では、「大声でどなられる」約28%、「誰のおかげで生活できるんだ」等と言われる」約12%、「嫌がっているのに性的な行為を強要される」約13%、「生活費を渡さない」約5%、「交友関係や電話、郵便物を細かく監視される」約7%がいました。

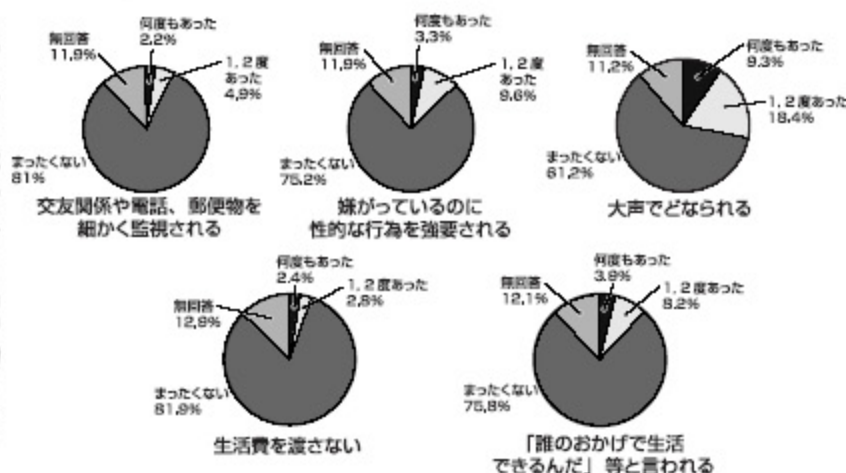
特に身体的暴力に注目してみると、「命の危険を感じるくらい」の暴力を受ける」2.4%、「医師の治療が必要となるほどの暴力を受ける」2.3%、「医師の治療が必要とならない程度の暴力を受ける」6%おり、暴力の深刻さがうかがえました。年代としては、30代から50代に被害が多くなっていました。

反対に男性では、女性に比べ数字が少ないうえ、「何を言っても無視され続ける」「『かいいい』」等と言われる」「大声でどなられる」に「あった」と回答している方がいました。

暴力をなくするために必要な対策については、「緊急避難施設の充実」、「相談窓口の充実」、「緊急避難後の問題の解決や自立を「貫いて支援する機関の設置」を多くの方が挙げて

いました。

下記に国の政策を、3面に相談窓口等の「案内を掲載しておりますので、ご参照ください。



ドメスティック・バイオレンス (DV) とは…一般的に「天や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いですが、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のために

国の取り組みについて

夫婦の間であっても、暴力は決して許されるものではありません。国は配偶者間の暴力を著しく人権を侵害する重要な問題としてとらえ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)を平成13年4月に制定し、平成16年12月には一部改正を施行しました。

● どのような暴力を指すのか。

● 殴る、けるの「身体的暴力」だけでなく「精神的暴力」「性的暴力」も含みます。

● 配偶者とは具体的に誰を指しますか。

● 婚姻関係の有無にかかわらず「事実婚」「内縁関係」「別居中」「元夫(妻)」の場合も適用され、「日本にいるすべての外国人」の方も含まれます。また、男性から女性だけではなく女性から男性への暴力も規制の対象に当たります。しかし、配偶者間の暴力は女性が被害者になるケースがほとんどです。

● 法律ができて何が変わりましたか。

● 配偶者からの暴力にかかわる相談、通報、保護、自立支援等の体制が整備されました。具体的には、配偶者暴力相談支援センターの設置と対応、警察官による被害の防止などの保護措置、裁判所による保護命令を大きな柱と定めています。

● 保護命令については、身体に対する暴力のみが対象となります。

● 配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員は何をしてくれるのでしょうか。

● 相談や相談機関の紹介、医学的・心理学的その他の指導、被害者やその同伴家族の一時保護、自立支援のための情報提供、保護命令制度の利用についての情報提供、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供を行います。

● 被害者を発見した場合には、通報する必要がありますか。

● 配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。(ただし、本人の意思は尊重されます。)

● 配偶者からの暴力について、警察に相談したら取り上げてくれるのでしょうか。

● 「民事不介入」の原則や、夫から妻への暴力を容認する社会的風潮があり、警察は「夫婦喧嘩」「痴話喧嘩」等として積極的に介入することはありませんでした。

しかし、法律で警察の関与が規定されたので、被害を受けた場合は最寄りの警察署の生活安全課や相談窓口相談し、緊急の場合には迷わず二〇番通報しましょう。事後でも被害を申告することができます。暴行や傷害等の被害届や告訴も可能です。

ひとりで悩まないで～まず相談してみましょう～

二人でいると息が詰まる 機嫌を損ねないように気を遣う 理由はハッキリしないが不快で生きることがつらい	何を言っても無視される ちょっとしたことをネチネチ・グチグチ言われる 大声で怒鳴られたことがある	交友関係や電話、郵便物を細かく監視される 一方的に行き先を制限され門限を決められる 友だちや実家と交流をさせない	「誰のおかげで生活できるんだ」と言われる 生活費をもらえない 浪費や借金で苦しめられている	嫌がっているのに性的な行為を強要される 避妊に協力してくれない 中絶を強要される	殴られたり、けられたり、髪を引っ張られる そのため医師の治療を受けたことがある 命の危険を感じたことがある	子どもにも影響すること 子どもの前で、殴られたり、けられたりしたことがある 子どもに対して殴る、けるの暴力をふるう
---	---	---	--	---	--	---

話を聞いてもらい	相談したい	働きたい・生活を変えたい	避難したい
申込み・問合せ 調布市男女共同参画推進センター 042-443-1213 (土日祝除く月～金 8:30～17:00) 女性の生きかた相談 (火曜日と第2・4土曜日 10:00～16:00) 女性のこころとからだの相談 (第3土曜日 10:00～15:00) 女性のための法律相談 (第1・2・3水曜日 13:00～17:00) DV専門法律相談 (有料) 八王子法律相談センター DV 法律相談 042-645-4540 か9451 (予約申込み) (祝除く月～金 9:30～正午 13:00～16:30) 新宿法律相談センター (女性の権利相談) 03-5312-2818 (予約申込み) (日祝除く月～金 9:30～17:00 土 11:00～15:00)	<働きたい> マザーズハローワーク東京 渋谷区渋谷 1-13-7 千秋ビル3階 03-3409-8609 (日祝除く月～金 10:00～19:00 土 10:00～17:00) ハローワーク府中 調布国領しごと情報広場 調布市国領町 2-5-15 市民プラザあくろす 2階 042-480-8103 (土日祝除く 9:00～17:00)	<緊急> 警察110 東京都女性相談センター 03-5261-3911 (緊急のみ・24時間) <相談> 調布警察・生活安全課 042-488-0110 (代表) 警視庁総合相談センター 03-3501-0110 (代表) (祝・年末年始を除く月～金 8:30～17:00) 東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455 (年末年始除く毎日 9:00～21:00) 東京都女性相談センター 03-5261-3110 (祝・年末年始を除く月～金 9:00～20:00) 東京都女性相談センター多摩支所 042-522-4232 (祝・年末年始を除く月～金 9:00～16:00)	調布市子ども家庭支援センターすこやか (年末年始、休館日を除く毎日 9:00～17:00) 子ども家庭総合相談専用 042-481-7731 すこやか虐待防止ホットライン 0120-087-358

BOOK REVIEW

本の紹介



傷ついたあなたへ わたしがわたしを大切にするとのこと DVトラウマからの回復ワークブック

レジーエンス著 梨の木舎 (2005年)

つらい問題に向き合うのは簡単なことではなかったと著者は言います。悩み続けた体験から、自分を取り戻す作業(ワーク)を通して自分の人生を受け入れ、新たな道を歩み始めることができたと言います。「DVは、一部のみに起きているのではない。さまざまな理由で傷ついた多くの人にこのワークを使ってみよう。マイナスの体験をプラスに変え、自ら輝いて生きてほしい」と結びます。

一章 DV・トラウマを理解する 二章 暴力の影響を乗り越えるには 三章 自分らしく輝くためには 四章 各章につづられた被害者に共感する言葉によって、ワークをやり終えるころには、この本を読む人誰もが「私を大切にしたい」という素直な気持ちになれることでしょう。



なぜ男は暴力を避けたのか ドメスティック・バイオレンス理解の初歩

沼崎一郎著 かもがわ出版 (2002年)
著者は、「暴力とは被害者に恐怖を与え自由を奪う、怖がらせてあやつる力」と定義します。そして、被害者に、状況を変えるには離れて長

い期間をかけて見極めることが必要で、安全を確保し、支援団体と対策を考えよう、あなたの味方になってくれる人は必ずいると訴えます。
加害者に対しては、彼女があなたを怖がっていたらあなたは暴力をふるっているし、暴力を選んだ責任は100%あなたにあると説きます。暴力を選んでいいる事実と責任に気づき、邪推をやめて前向きに考えるように努力すれば暴力はやめられる、と続けます。
最後に加害者の特徴を示し、周囲の人々には、被害者への支援につとめよう、しかし、積極的に関わるよう求めています。



DVと虐待「家族の暴力」に援助者ができること

信田さよ子著 医学書院 (2002年)

なぜ、殴られている人は、自分が殴られていると思わないのか。

なぜ、虐待された子は、親を慕い続けるのか。DVや虐待の傍らには、「当事者である」という認識がない加害者と被害者がいることを、事例を通して示しています。

「当事者不在」の「家族の中の暴力」に支援者は何ができるのでしょうか。

「家族の中の暴力」は、一部の特殊な人に見出れるのではなく、普通の日常の暮らしと同じ地平上に出現するという視点に立ち、「被害者」「加害者」に次ぐ3人目として支援者が積極的に介入していく必要性を説いています。

世間的常識に批判力を持たず、「異常な家族の出来事」ととらえる一種の差別感を持つ支援者には、被害者を救うことはできないという著者の思いが伝わってきます。

講座のご案内

④女性の自立を支えるグループカウンセリング
「今、あなたにできることは？～身近な人がDV被害にあっていたら～」
(全4回)

あなたのまわりに身近な相手からの暴力で悩んでいる人はいませんか。
DVが起る背景を学び、被害を受けている人の声を聴き、支援について共に考えていきましょう。

【日程】 10月6日・13日・20日・27日
毎週金曜日 午前10時～正午
【講師】 野本 律子氏（のもと リーン）
（セラピスト・女性ネット）
Sayari Sayari 代表
【定員】 申込み順 30人

グループカウンセリングとは
同じ悩みや問題を持った人たちが集い、その問題に詳しいコーディネーターをまじえて、自由に意見交換を行い、問題を解決するための糸口を見つける場です。

☆講座開催につき、随時申込み受付中

⑤自分らしい生き方について考える講座
「知ってから決めても遅くない離婚という選択」(全2回)

年代に関係なく離婚を選択する人が増えて、自分だけでなく親や子どもなど周囲の人の選択の影響を受けることも多くなりました。また、平成19年4月からは離婚の際の年金分割が認められるようになります。離婚について考えることは、結婚や夫婦のこと、そして、生き方を考えることにもつながります。この機会に後悔しない自分らしい生き方について考えてみませんか。

【日程・内容・講師】
①11月17日（金）・これだけは知っておきたい離婚についての基礎知識
【講師】 吉岡 睦子氏（弁護士）

②11月24日（金）・考えておきたい離婚後の家計・養育費のこと・年金分割のこと
【講師】 大矢 さよ子氏（社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー）

【時間】 午前10時～正午
【定員】 申込み順 30人

※④⑤ともに

【場所】 男女共同参画推進センター研修室3
【保育】 1歳以上小学校就学前（要申込み）
【費用】 無料

相談室から

＜女性の生きかた相談＞
家庭のこと・夫婦のこと…自分で悩まず相談ください

男女共同参画推進係の相談事業のひとつ「女性の生きかた相談」は、平成12年度に配偶者からの暴力に関する相談という新たな課題に対応するため、当時の女性課に設置されて以来、女性のカウンセラーがお話を伺っています。

相談で多いのは、夫婦関係、家族・親族の人間関係、自分自身の生き方で、1回の相談で解決できる方もいれば、何回か相談して方向性を見出す方もあります。10代から70代の幅広い層の女性が利用しています。40代、ついで30代の利用が多くなっています。

配偶者からの暴力に関する相談では、夫と別れて暮らす方法や同居しながらも安全に暮らす工夫・振り回されない方法・距離の取り方などが多く、お子さんへの影響に関する相談もあります。

【二時保育】 1歳以上小学校就学前
（原則1週間前申込み）

【日程】 毎週火曜日、第2・4土曜日

【時間】 午前10時～午後4時

（1回60分、原則予約制）

【場所・申込み・問合せ】 下記センターまで

調布市男女共同参画推進センター

平成17年2月に開館
延べ床面積1,188㎡

研修室3室 ホール（定員100人） 調理室 印刷室 和室 相談室 保育室 授乳コーナー 図書コーナー

042（443）1213

042（443）1212

042（443）1212

042（443）1212

042（443）1212

※車でお越しの場合は、コクティ駐車場（20分100円）をご利用いただけます。

※自転車でお越しの場合は、国領北口駐輪場をご利用いただけます。



〒182-0022 調布市国領町 2-5-15
調布市市民プラザあくろす 3階